（交通巡視員の服制に関する規則の一部改正）

第二条　交通巡視員の服制に関する規則（昭和四十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「所轄庁の長」を「警察本部長」に改める。

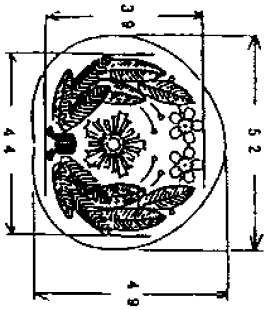
別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

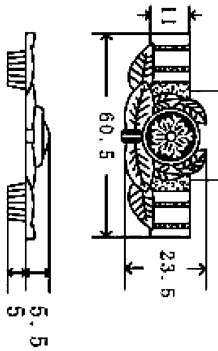
一　交通巡視員（男性）

制服	冬服	上衣	色	緑がかつた濃紺色とする。
			地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式	襟	折り襟式とする。
				肩章	1　外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を紺色の樹脂製ボタン（以下「紺色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。 2　日章を付けた黒金色の金属製ボタン（以下「日章ボタン」という。）各一個を付ける。
				前面	1　前立てに桜葉の模様を付けた黒金色の金属製ボタン（以下「桜葉ボタン」という。）三個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び桜葉ボタン各一個を付ける。 3　左右の腰部に飾り蓋各一個を付ける。
				後面	サイドベンツとする。
				袖	長袖とする。
				エンブレム	1　右袖の上腕部に付ける。 2　地色は濃紺色、枠は金色とし、下部欄に金色の日章を金色の桜で囲んだ記章を入れる。 3　台地は、黒色とする。 4　上部欄の下部には、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県の名称を金色で表示し、その上部には、警察本部長が定める図柄を入れる。
					形状は、図一のとおりとする。

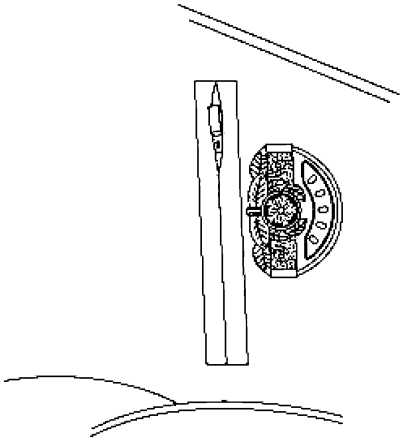
図九　冬活動帽子記章



図十　階級章



図十一　階級章及び識別章の取付け位置



（注）　左胸のポケットの上部に付ける。